

東浦町ごみの分別と減量をすすめる会設置要綱

東浦町ごみの分別と減量をすすめる会設置要綱の全部を改正する。

(設置)

第1条 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ（以下「ごみ等」という。）の適正な処理について排出者の意識を図り、ごみの分別と減量を推進するため、東浦町ごみの分別と減量をすすめる会（以下「すすめる会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 すすめる会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) ごみ等の分別、減量及び適正処理に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 すすめる会は、推進員で組織する。

- 2 推進員は、連絡所長及び500世帯以上の自治会の長（以下「連絡所長等」）並びに住民代表として連絡所長等の推薦のあった者を町長が依頼する。

(任期)

第4条 推進員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 推進員に欠員が生じた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 すすめる会に座長を置き、推進員の互選によりこれを定める。

(旅費)

第6条 推進員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(会議)

第7条 すすめる会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて町長が招集する。

- 2 すすめる会は、必要があると認めるときは、会議に推進員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、すすめる会に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。